山鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に関する規則及び山鹿市家庭的保育事業等の認可等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月２９日

山鹿市長　早　田　順　一

山鹿市規則第３４号

山鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に関する規則及び山鹿市家庭的保育事業等の認可等に関する規則の一部を改正する規則

（山鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に関する規則の一部改正）

第１条　山鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に関する規則（平成２８年山鹿市規則第３０号）の一部を次のように改正する。

様式第１号中「㊞」を削る。

様式第２号中「㊞」を削り、「□　小規模保育事業（□A型　□B型　□C型）」を

「□　小規模保育事業（満３歳以上限定小規模保育事業以外）（□A型　□B型　□C型）

□　小規模保育事業（満３歳以上限定小規模保育事業）　」

に改める。

様式第３号から様式第７号までの様式中「㊞」を削る。

（山鹿市家庭的保育事業等の認可等に関する規則の一部改正）

第２条　山鹿市家庭的保育事業等の認可等に関する規則（平成２８年山鹿市規則第３１号）の一部を次のように改正する。

様式第１号から様式第４号までの様式中「㊞」を削り、「□　小規模保育事業（□A型　□B型　□C型）」を

「□　小規模保育事業（満３歳以上限定小規模保育事業以外）（□A型　□B型　□C型）

□　小規模保育事業（満３歳以上限定小規模保育事業）　」

に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。